

川崎市港湾局災害時功労者感謝制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「災害時の緊急対策業務に関する協定」等（以下、「協定等」という。）に基づき実施した災害時における緊急対策業務を執行した法人等（以下、「法人等」という。）に対し港湾局長が感謝の意を表する制度に関して必要な事項を定めたものである。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、前年度又は当該年度に執行した次のいずれかに該当するもののうち、川崎港の安全に大きく貢献した法人等を対象とする。

- (1) 協定等に基づき災害時において緊急対策業務を執行したもの
- (2) その他港湾局長が執行業務の社会的貢献を鑑み表彰に値すると認めたもの

(表彰選考会)

第3条 被表彰法人等を選考するため、表彰選考会を設置する。

- 2 表彰選考会は、港湾局長、港湾振興部長、港湾経営部長、川崎港管理センター所長及び同センター副所長にて構成する。
- 3 被表彰法人等の推薦は、表彰選考会において行う。
- 4 表彰選考会は、推薦された被表彰候補法人等について調査審議する。

(被表彰法人等の決定)

第4条 港湾局長は、表彰選考会の調査審議の結果に基づき被表彰法人等を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、原則として、表彰状により港湾局長が行う。

- 2 表彰状の受領者は、原則として、業務契約の契約書に明記した者とする。

(公表等)

第6条 事務局は、港湾局港湾振興部庶務課技術監理担当に置く。

- 2 事務局は、被表彰法人等の名簿等を川崎市港湾局のホームページに掲載する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行する。